第14号

毎月1回1日発行
発行所
秋田県北秋田郡
森吉町役場
編集責任
総務課
森吉役場
TEL 米内沢 64番 44番

公明選挙は
新しい有権者から

一月十五日の成人式に参加した若人の数森吉町は三三三名で全県で約二万六千人であるとされている、今年は選挙の年で四月には地方公共団体の長と議員の選挙で本町では長の任期満了は昭和三十五年十一月議員は三十六年九月になつているので今回この選挙については行われない六月には参議院議員の選挙になつているので、成人となつた、とたんに選挙という大切な権利を行使することになりますので、このことについて今から研究をして、正しい知識をもち、清き一票を投ずるようのぞみます

次に投票について必要な知識を述べます

▽選挙権とは!!

国民が主権者として国や県や市町村の公職者を選ぶ権利のことです

国会議員は満二十才以上の日本國民、県、市町村の場合は更に同一市町村に引続いて三ヶ月以上住所を有する者で一定の欠格者を除いて誰でも選挙権があります

▽選挙人名簿とは!!

選挙権のある人を登録する簿冊のことで、市町村の選挙管理委員会が作ります、これには次の三種類があります

○基本選挙人名簿＝毎年九月十五日現在で選挙管理委員会が登載資格を調査してつくります

○補充選挙人名簿＝選挙のある都度基本選挙人名簿に登載もれになつた者、その後あらたに資格を得た者を選挙人の申請によつて作ります

○船員基本人名簿＝陸上に住所を有しない船員を登載するものでこれは基本選挙人名簿と同様の方法で作られ國会議員の選挙にのみ用いられます

投票の方法

投票用紙に候補者一人の氏名を自分で書いて投票箱に入れます

身体の故障等のため字の書けない人には他人が代つて書いてくれる代理投票、盲人には点字投票、また選挙の当日用務や事故または病気のため投票所に行けない人には、事前に投票する不在者投票という制度があります

○無効とされる投票

1. 正式の投票用紙を使つていないもの
2. 候補者でない者の氏名を書いたもの
3. 一枚の投票用紙に二人以上の名前を書いたもの
4. 候補者の氏名のほかの事を書いたもの
但し敬称、職業、身分などを書いたものはよいことになつている
5. 候補者のだれを書いたかはつきりしないもの

×　×

町税の整理について

当町の税金がどのようになつているか簡単に申上げてみますと、町一般会計予算は現在歳入、歳出共九九、四八〇千円で、歳入に見込まれている税収入は四六、七二七千円で歳入総額に占める割合は概ね四七%の役割を課されている。

町財政に斯様な重要性を負つている税金の納入状況が現在どのようになつているかは次のとうりである。

◎昭和三十二年度より昭和三十三年度に繰越された未納額は、一二、七五五千円（調定額）

◎昭和三十三年度（現年度分）分として調定された税が三九、六八九千円（十二月末現在）合せて五二、四四四千円となつている。これに対する十二月末現在納入済額は次のとうりである。

◎滞納繰越分（調定額）一二、七五五千円に対する納入済額一、六九二千円で、僅かに一三%である

◎現年度分（調定額）三九、六八九千円に対する納入済額二三、九八一千円で概ね六〇%である。

税調定総額から見た納入割合は四九%になります

年度末を最近にひかえて町財政の基盤となる税収入がこのような状態では町づくりも思うようにゆかないといわなければなりません。

そこで皆さん御承知のとうり最近は毎月滞納整理を行い、一月は特に北秋田県税事務所の協力を願つて整理に当つたわけで一部の方々には滞納処分の措置をとるなど、強力な方針でもあり、皆さんには心苦しい次第でありますが御協力されるようお願いします。

なお、整理対策として吏員外から臨時に専問徴収員を左記のとうり委嘱し、二月一日から町内を巡回整理に当らせますので何卒御協力下さい。

徴収員　小松原忠蔵　50才
〃　岸　友治　57才
以上主に一般に当る
徴収員　藤島一郎　50才
以上主に保険税に当る

（税務課）

管内学校生徒数4·749名
―4月の1年生入学数471名―

…森吉町の学校は分校を入れ十三校となつて居るがその児童生徒数も人口数の二割四分であり、三千七百四十九人となつている、三十四年四月に入学する一年生は四百七十一名で中学校に進学するもの三百八十二名となつている…

…次に管内各学校毎の児童生徒数と新入学児童数を述べてみる…

▶小学校の部◀

学校別	1年	2年	3年	4年	5年	6年	計	学級数
米内沢小学校	143	163	182	162	157	148	955	19
大野台分校	9	13	10	12	5	11	60	2
浦田小学校	26	35	35	24	41	28	189	6
前田小学校	134	143	180	172	169	129	927	18
根森田分校	22	29					51	2
森吉小学校	43	40	41	37	34	37	232	6
桐内沢分校	12	4	9	5	7	5	42	2
小滝分校	3	10	5	9	4	4	35	2
湯ノ岱小学校	44	49	46	48	33	28	248	6
計	436	486	508	469	450	390	2·739	63

▶中学校の部◀

学校別	1年	2年	3年	計	学級数
米内沢中学校	99	156	184	439	9
前田中学校	110	126	168	394	9
森吉中学校	33	36	40	109	3
湯ノ岱中学校	22	23	23	68	3
計	264	341	405	1·010	24

昭和34年度新入学児童数調

学校別	男	女	計
米内沢小学校	67	64	131
大野台分校	2	6	8
浦田小学校	13	17	30
前田小学校	76	101	177
根森田分校	15	21	36
森吉小学校	13	21	34
桐内沢分校	4	2	6
小滝分校	5	1	6
湯ノ岱小学校	23	20	43
計	218	253	471

昭和34年度新入学生徒数調

学校別	男	女	計
米内沢中学校	94	85	179
前田中学校	65	64	129
森吉中学校	30	16	46
湯ノ岱中学校	13	15	28
計	202	180	382

新入学児童の
健康診断を行います

昭和三十四年度新入学児童の健康診断を左記の通り実施致しますので、お母さん方は忘れないで受けさせて下さい

尚当日は知能検査も実施することになつて居ります

米内沢地区
二月三日＝浦田小学校
午后一時よりツベリクリン反応
二月四日＝米内沢小学校（大野岱分校含む）
午后一時ツベリクリン反応
二月五日＝浦田小学校
午后一時健康診断
二月六日＝米内沢小学校（大野岱分校含む）
午后一時健康診断

×　×

なやみ苦しむ人の爲
日赤社員として
御協力下さい!!

只今日赤社員増強運動並社費未納整理を行つていますから赤十字活動に社員となつて御協力下さい

なやみ苦しむ人を助け國民生活を幸福にしようとする赤十字活動を一層活発にするため、加入されている方からは社費を完納して戴き、未だ未加入の方は是非とも加入していただき、この運動の推進に御協力下さい

加入申込は役場、支所、赤十字係又は奉仕協力者の方々が取扱います

◎一般社員の社費
年額百円以上
◎特別社員
三千円以上銀色社員章
一万円以上金色社員章
有功社員五万円以上

◎◎◎◎◎◎◎たばこは町内で
◎◎◎◎◎◎◎お求め下さい

森吉管内にたばこ店は二十八ヶ所あります、これの売上高の一一%は町の収入となるのです

十二月分の売上標準額は二五八二三五〇円でしたこれの税額二八四・〇五〇円が町の収入となつたわけです、出張の際に長期旅行の際にも町内たばこ店よりお求め下さい

健康保険法が
改正なりました

いまゝでは契約医師として特定の病院でない限り保険診療が出来なかつたが一月一日から国民健康保険法が改正になり秋田県内であれば何処の医師にでも診療が受けられることになりましたから、医師の診療を受けられる方は必ず受診証を提示して診療を受けて下さい

合同年祝を擧行
＝前田地区で今年も＝

例年公民館で計画されているが今年も二月一日に三十三才、四十二才、六十二才の前田地区の合同年祝を前田中学校に於て盛大に挙行され出席（参加者）したもの

六二才　八名
四二才　一六名
三三才　二〇名

（二

みでは懐中物、ハンドバック、手さげカバン

用した方がよいと思います。

つていない方はこの名簿にのりませんので、未登

身体検査は一月下旬より二月上旬に行ないます

②感想文封入の封筒の表面左下に「感想文在

今年も真剣に考へて幸なる第一歩を踏出したいものです

注意を要する!!!!

成人病の恐しさ!!

二月一日より七日まで　●予●防●週●間●

最近とくに増加の傾向をたどりつつある悪性新生物、高血壓症、心臓病等の成人病に関し各方面より注目の実状でありましたが、この病名に対して管内住民に正しい知識を普及し、これが適切な予防を図るため二月一日より七日迄成人病予防週間を実施する段階になつたので、これの対策として週間中一般に成人健康相談室を鷹ノ巣保健所に開設し相談に応ずることになつて居り、町民の皆さんは左記要領により是非お相談を受けるようにして下さい

○週間実施の趣旨

結核その他各種伝染性疾患による死亡が、最近の予防医学及び治療医学の進展に伴い、低下してきたのに反し、成人病（悪性新生物、高血壓症、心臓病等）による死亡は年々増加の一途をたどつている。

よつて新たに成人病予防週間を設け、成人病に関する正しい知識を普及すると共に成人病の早期発見、早期治療の促進を図るものです

○実施の重点と注意!!

週間中における実施の重点を次の各項とする

悪性生物について

①早期発見及び早期治療の効果とその必要性

②各種悪性新生物の好発年令

③各種悪性新生物の初期病状

○高血壓症について

①定期健康相談の必要性

②高血壓に伴つて生ずる疾病の初期症状

③生活上の注意

○心臓病について

①健康診断の必要性

②心臓病の症状

③生活上の注意

なだれ、冬山遭難事故防止について

これから三月にかけて、なだれが各地で起き死傷者や建物の倒壊などが、続出する季節となります

このような事故は、一寸と注意さえすれば、防げるので、なだれに対する知識を身につけ、事故にかゝらないようにしなければならない。

それには、次のようなことや知つておくことが必要である

一、なだれの原因

1.なだれは、積雪が高温で、ゆるんだところへ強い風などの衝撃が加わるとおこりやすい

2.雨が降りまたは、暖気となつて雪質が硬くなりこれが凍るとおきる

3.暖気で雪がとけ、これが凍つた後に新しい雪が降るとこれがなだれとなる

4.こう配が相当緩い斜面でも、断層となつて積雪したときは、なだれの危険がある

二、なだれ事故を防ぐには、どのような注意が必要か

1.なだれ警報が発令された場合は、各人が事前に必要な準備をすること

2.なだれのおそれがある雪山に行くときは天気予報をよくきいて行動をすること

3.雪山の地理状況を充分研究すると共に一人で行くことはつゝしむこと

4.三月に入つてからは、気温の高い日は、とくに注意すること

5.突風のある日などは充分注意すること

更に冬登山をするような人たちは、冬山を甘くみないことであり、きびしい大自然を対象とし、寒気がひどい上になだれの危険もあるから、万一の場合の耐久力を充分にして万全をつくすようにしなければならない

0農業の欄0

土に施された肥料は（どのように変るか）

森吉地区農業改良普及所

硫安や塩安のようにアンモニアの形で窒素分を含んでいる肥料を土に施しますと、土の中に棲んでいる硝酸化成菌と云うバクテリヤの作用によつてアンモニアが硝酸に変ります、[illegible]土に施されてからの期間が長いほど硝酸に変る量が多くなります。この硝酸に変つた窒素分は、水田に水をはつた場合には非常に不安定で、流され易いのです。従つてこのような肥料は土に施してから余り長い期間たゝないうちに水をはるようにすることが大切です。即ち代掻の四日か五日前が理想とされています。

又、尿素では土に施されてからアンモニアに分解するまで大体六日から十日かゝりますので、硫安などより長くおいてもよいことになります。即ち耕起の方から云うと再耕か砕土の時にあたります。

石灰窒素は土に施してからアンモニアに変るまでの期間が大体十日位かゝるのですが、更にこの肥料は分解の途中にシアナミッドと云う毒物が出来ますので、土の中の硝酸化成菌の作用が非常に制限されます。

このアンモニアは硝酸に変る率は他のいずれの窒素質肥料より少いわけです。このような点からすると耕耘機のように最初から土のかたまりが細くおきるような場合に、耕起前に施す肥料としては好しいと云えます。

燐酸質肥料や、加里質肥料は、土に施してから殆んど変化致しませんので施す時期にあまりこだわる必要がないと思われます。

◎

農業の方々は農業の色々な相談を当普及所においで下さい、尚手紙で御連絡してもよいのです。

◎

住宅相談所が設置されて居ります

住宅相談所として北秋田郡土木事務所内に設置されて居り皆さん御利用下さい

新築、増築、改築、移転模様替え、修繕等一切の相談に応じています

一、建物の診断に関すること

二、設計に関すること（作製は行わない）

三、資金に関すること

四、手続に関すること

五、材料に関すること

六、施工に関すること

七、住宅用地に関すること

八、その他住宅改善上必要と認めること

× ×

教育委員会では 一月定例会を開催!!

去る一月二十日に森吉町教育委員会では前田支所に於て一月定例会を開催左の案件を審議した

一、昭和三十三年度教育費歳入歳出追加更正予算案について

二、昭和三十四年度小中学校学級編制について

三十四年度の学級数

前田小学校二、前田中学校一の増加となる

その他桐内沢分校へき地集会室の建築外一件の陳情について審議した。

我が町の一年間の出生数429名

國が小さいと言うのに人口は年々増加すると新聞紙上にその増加による経済対策が叫ばれているが先づ自分の町からその数字を拾つてみました。産児制限をすることも必要かと思われます

三十三年一月一日より、三十三年十二月三十日迄に受付けいた数字は次のとうりです。

種別	前田地区	米内沢地区	合計
出生者数	二一三人	二一六人	四二九人
死亡数	八三	七九	一六二
婚姻数	一四四組	一五六組	三〇〇組
離婚数	一二	九	二一
養子縁組	七	一五	二二

選挙人名簿の登録数

……8・663人と確定……

昨年九月十五日現在で調査調整した、基本選挙人名簿は十二月二十日確定し、本年十二月十九日までの間に行われる選挙に使用されます。投票区別登録数は、別表のとうりです。

投票区名	男	女	計	区域
米内沢投票区	1・117	1・277	2・394	大字米内沢
本城 〃	258	277	535	大字本城全部
浦田 〃	296	329	625	大字浦田の内寄延を除く
長野 〃	222	232	454	大字米内沢の内根小屋、鶴田、日栄長野、松栄
大野岱 〃	63	68	131	大字米内沢の内米畑、中新田、大沢
米内沢地区（小計）	1・956	2・183	4・139	
前田投票区	319	378	697	大字阿仁前田（神成を除く）
桂瀬 〃	171	189	360	大字桂瀬全部
五味堀 〃	264	271	535	大字五味堀全部大字阿仁前田の内神成
小又 〃	485	525	1・010	大字小又全部
粒渕 〃	228	320	458	大字根森田全部
桐内沢 〃	104	101	205	大字森吉の内桐内、高畑、桐内沢大字根森田の内姫ヶ岱
森吉 〃	237	245	482	大字森吉の内森吉、様田、惣瀬、鷲ノ瀬、深渡、桐岱、天津場、砕渕
小滝 〃	64	63	127	大字森吉の内小滝、女木内
湯ノ岱 〃	355	295	650	大字森吉の内湯岱、平田、大印、湯ノ岱、川向、湯ノ沢
前田地区（小計）	2・227	2・297	4・524	
合計	4・183	4・480	8・663	

早くしましょう 遺族年金の請求を!!

（四月二十九日で権利がなくなります）

戦没者の遺族の人には今から六年前の昭和二十七年四月三十日に戦傷病者戦没者遺族等援護法が施行されて、遺族年金や弔慰金が支給されていますそしてもうほとんどの遺族の人は役場で請求手続きをして現在支給を受けています

ところが法の施行の日（昭和二十七年四月三十日）にすでに請求する権利がありながら、まだ請求していない人があるからその人たちは、今年の四月二十九日で、権利を放棄したものとみなされ、それから後は請求できなくなります。から手続が面倒だからなどとおつくがらず一日も早く役場なり県の世話課に御相談して下さい

新生活標語

一、ひとの苦労の味がわかるのは
自分がその立場に立つた時である

一、表面に現われぬ事にも
まことを尽してゆく人は向上する

一、順調の時己を省みる人は
逆境にも屈せない人である

一、不平不満の多い人程
自分を高く評価している

一、世の中を要領丈けで渡れると思う
人の前途には破綻が起る

皆様の御協力で町報も十四号を発行することが出来ました

あれも、これもといろいろ計画を胸に描いて皆様に進んで読めるように努めているが編集子の力及ばず御覧のとうりのものであるが発刊当時から一ケ年を経過致し、かえりみて感無量といつた感じであります

色々御批判下さい

しかしこれまで成長できたのも町民皆さんの御支援のたまものと厚く感謝致します